

会 費

新定款案第 7 条で規定する会費は以下のように定める。

会員の年会費（4月から翌年3月まで）

区 分		会費
正会員	普通会員	3,500 円
	学生会員	2,500 円
	終身会員	1,000 円
団体会員		(1口)6,000 円

(平成 22 年 11 月 29 日：平成 22 年度臨時総会決議)